六　指定就労継続支援Ｂ型の施設基準

イ　（略）

ロ　介護給付費等単位数表第14の13の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援Ｂ型事業所等の施設基準

就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)を算定する指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の13の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

ハ　介護給付費等単位数表第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注４の加算を算定すべき指定就労継続支援Ｂ型を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第二号チの規定を準用する。

ニ　介護給付費等単位表第14の16の２の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援Ｂ型事業所等の施設基準

第三号の二ロの規定を準用する。

七　指定共同生活援助の施設基準

イ　介護給付費等単位数表第15の１の６の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1)　（略）

(2)　指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第四条に規定する第二号研修をいう。以下この号及び第七号の二において同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この(3)において「研修修了者」という。）の割合が百分の二十以上であること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち、研修修了者の割合が百分の十以上、かつ、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修の受講を予定している者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(3)　指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この(3)において「研修修了者」という。）の割合が百分の二十以上であること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

六　指定就労継続支援Ｂ型の施設基準

イ　（略）

ロ　介護給付費等単位数表第14の14の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援Ｂ型等の施設基準

就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)を算定する指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の14の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

（新設）

七　指定共同生活援助の施設基準

イ　介護給付費等単位数表第15の１の６の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1)　（略）

(2)　指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第四条に規定する第二号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は第二号研修の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(3)　指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この(3)において「研修修了者」という。）の割合が百分の二十以上であること。ただし、平成二十八年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は第三号研修の受講を予定している者（以下この(3)において「研修受講予定者」という。）の割合が百分の十以上である場合、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち研修修了者の割合が百分の二十以上である場合、同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち研修修了者の割合が百分の十以上、かつ、研修受講予定者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。